

福島から聞く

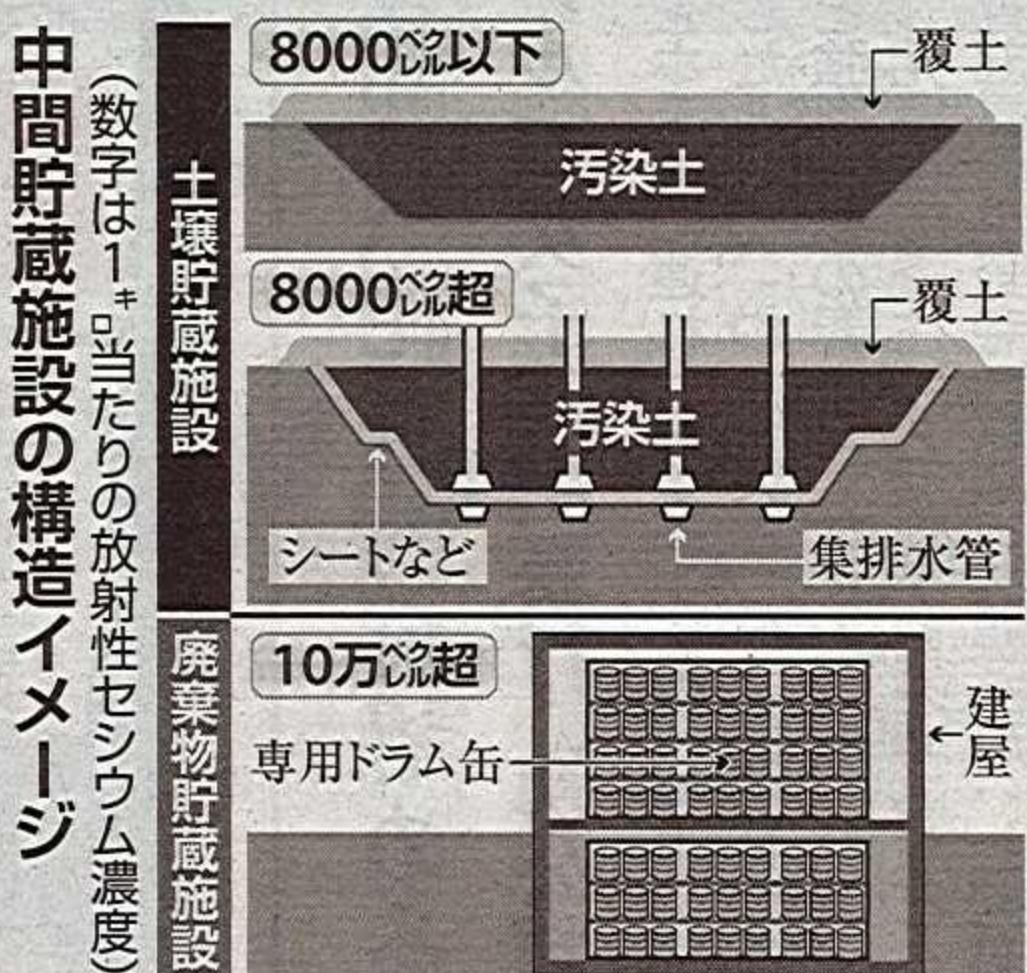
廃棄物の重責

(中)

「国の都合の良いことはかり言わないでくださいよ。悪いですけど、(国とは)信頼関係ないですから」

福島県いわき市のJRいわき駅近くにあるオフィスビルの一室に、怒氣を含んだ大きな声が響いた。除染廃棄物を1力所に集約する「中間貯蔵施設」の予定地となつた同県大熊町の地権者、門馬幸治さん(61)。今月5日、他の地権者や弁護士らとテーブル越しに向かい合つた環境省の担当者に鋭い視線を向けた。

門馬さんは平成26年末、他の地権者とともに「30年中間貯蔵施設地権者会」を発足させた。国との交渉を団結して促進していくためだ。当初37人だった中間貯蔵施設の建設予定地にある住宅。事故から5年を経て、荒廃が進む=福島県大熊町(緒方優子撮影)



中間貯蔵30年 約束見えず「進めない」

会員は現在、約100人に膨れ上がった。

「私の後ろには100人の地権者がいる。その中には、高齢者も、まだ生活再建のできていない人もいる」と、地権者会は、施設の建設に反対ではない。行き場のない廃棄物が復興の妨げになっていることを理解しているからだ。だが、環境省が提示している土地の買取価格、借地契約の条件

「最後は金目でしょ」。特定された約1480人を中心、戸別訪問などで用地交渉を進めている。だが、地権者は全國に散らばっており、現場立ち会いの地権者が誰なのか、把握することができない状況に困ることすら困難な状況に国は直面し、時間ばかりが過ぎていく。

中間貯蔵施設の用地交渉では、当時の石原伸晃環境相がこう発言し、地権者たちとテー

トルを進めたいが、これまでこぎ着けたのは113人。取得面積は全体(約1600ha)の2%程度(計約35ha)。「前に進みたいが、進めない」。国の対応の遅れに、いらだちを募らせている地権者も少なくない。

国と地権者はどこで折り合いをつけられるのか。地権者会では、個人で対応の難しい用地交渉について、弁護士を交えて国との話し合いを進めてきた。定期的な話し合いの場は国にあって、用地取得を円滑化できるチャンスだ。しか

る。これは、私だけの意見ではないんです」。門馬さんは担当者にこう訴えてきた。

地権者会は、施設の建設をめぐり、1年以上の交渉を続けても妥結点が見いだせない。この日の話し合いは、3時間近くに及んだ。

先の把握できない地権者が890人もいた。環境省は施設建設予定地の地権者をめぐり、1年以上の交渉は2365人いる。このうち、死亡するなどして連絡を受けた。

施設建設予定地の地権者理解していない」として、既存の法律や制度の枠組みを理由に、会が求める土地の補償額や契約書の見直しに、ほとんど歩み寄りが1件当たり数件になるほど煩雑で、確認するのも大変な作業だ。

今年4月末時点では、契約地交渉を進めている。だままでこぎ着けたのは113人。取得面積は全体(約1600ha)の2%程度(計約35ha)。「決まったことを一方的に押しつける『上から目線』が変わらないうちは、信頼関係は築けない」。地権者の一人はそう漏らす。

両者の最大の溝が、「30年後に県外で最終処分する」という国の約束だ。最終処分場の候補地については、その選定方法すら決まっていない。地元からは「誰もそんな先のこととは考えていない。政治家は自らの選挙のことだから」という声も聞こえる。

「今の状態で(土地売買)契約すれば、子供や、孫の世代にまで不安を残すことになる。将来世代の安心が担保されなければ、前へは進めない」。門馬さんは、そう不安視している。